

執行抗告状

平成27年4月30日

大阪高等裁判所民事部 御中

(送達場所)

和歌山県和歌山市十番丁72

カサ・デ まるのうち201

抗告人 吉田 益夫



電話番号 073-499-7231

和歌山地方裁判所平成27年(執イ)第14号動産執行申立事件につき、平成27年4月10日、和歌山地方裁判所民事部に、執行異議申立(平成27年(ワ)第35号 執行官の処分に対する執行異議申立事件)を行い同裁判所が平成27年4月21日になした執行異議申立に対する決定に対し、執行抗告を申し立てる。

抗告の趣旨

原決定を取り消し、申立を却下することを求める。

抗告の理由

抗告人は、平成27年4月10日、和歌山地方裁判所民事部に、執行異議申立(平成27年(ワ)第35号 執行官の処分に対する執行異議申立事件)を行い、動産執行で差押えられた別紙物件が、民事執行法131条6号の差押禁止動産に該当するので、その差押えの解除を求めた。しかし、平成27年4月24日、和歌山地方裁判所民事部、山下隼人裁判官により却下される決定を受けたため、それを不服として抗告を行った。

和歌山地方裁判所では、抗告人が電気通信事業を営んでおり、主としてサイトの広告収入により

生計を立てていることは認めている。また、差押えにより抗告人の電気通信事業におけるサービスが停止していることも認めている。

しかし、データの入ったハードディスクは差押え対象から外れているとして、他業者のVPS(仮想専用サーバー)を使えば、電気通信事業におけるサービスを回復できるとして、別紙4-12の物件(サーバー、クライアントコンピュータ)は、差押禁止物件に当たらないと認定している。また、別紙1, 3の物件(テーブル、椅子)については、なくともコンテンツ作成の打ち合わせに必要がないと認定しており、別紙2の物件(パソコンラック)についても、パソコンの操作ができないとも考え難いとして、差押禁止物件に当たらないと認定している。

抗告人は、この認定に対して、下記の理由で、不服である。

1. サーバーの抗告人の事業への必要性(別紙4-9の物品)

他業者のVPSを使えば、利用者に既存サービスを提供できるが、抗告人が、提供しているサービスがすべて提供できるのかどうかは、他業者のVPSの仕様により、現時点では、不明である。

また、VPSは基本的には、すべてのコンテンツがインターネットに公開状態になる。抗告人のように新規にコンテンツを開発している事業者は、試作段階では、インターネット上に公開しないで、自社LAN上で、試作コンテンツの作成、修正作業を必要とする。そのため、自社LAN上で稼働する設備が必要である。なお、各サーバーは、インターネットに公開せずに、自社LAN内だけで、コンテンツを試験閲覧、作成、修正が行える。また、メールは、現在では、電話、FAXと同じような位置づけであり、そのメールサーバーは、メールを制御する交換機のようなものであり、抗告人の事業としては、絶対に必要なものである。

2. クライアントコンピュータの必要性(別紙10-12の物品)

別紙10-12の物品のうち、特に11のデスクトップPC(エプソン製)は、ウインドウズパソコンのため、ハードディスクがライセンス保護のため、そのコンピュータでないとOSが稼働できず、中のソフトが使えない。また銀行決済等のデータもあり、生活必需品としても差押禁止動産に当たるものである。

(民事執行法131条1号に該当する。)

これらのクライアントコンピュータは、各サーバーに遠隔操作を行って既存のサービスを制御だけでなく自社 LAN 内で、新規コンテンツの制作にも使っている。

3. テーブル、椅子、パソコンラックの必要性(別紙1、2、3の物品)

和歌山地方裁判所では、他者との打ち合わせにテーブル、椅子は必要あるとは考え難いという認定だが、和歌山地方裁判所の会議室には公費で、テーブルや椅子があり、会議(打ち合わせ)を行っている。原告人も当然、打ち合わせ(会議)を行うのだから、必要であるのは、自明である。もし、必要でないのなら、公金で購入した和歌山地方裁判所の会議室のテーブル、椅子は競売にかけ、国庫に競売金を返納すべきである。それほど、通常人の感覚とは異なる。

パソコンラックにしても、和歌山地方裁判所のデスクトップパソコンは、床の上で操作しているわけではない。床の上で操作するのが、それが通常であるのなら、公金で購入した和歌山地方裁判所のパソコンラック、机は競売にかけ、国庫に競売金を返納すべきである。これも通常人の感覚とはまったく異なる。本物件については、民事執行法131条6号に該当するだけでなく、1号にも該当する生活用品である。

以上のような理由で、原告人は、原告を行った。

添付別紙 差押物目録 (写し)

(別紙)

差 押 物 目 録

番号	差 押 物	数量
1	テーブル	1
2	パソコンラック	1
3	折りたたみイス	2
4	タワー型PC (サーバーとして利用。ハードディスク取り外し済み) (HP製。192. 168. 1. 125と記載されたもの)	1
5	タワー型PC (サーバーとして利用。ハードディスク取り外し済み) (HP製。192. 168. 1. 50と記載されたもの)	1
6	タワー型PC (サーバーとして利用。ハードディスク取り外し済み) (HP製。192. 168. 1. 100と記載されたもの)	1
7	タワー型PC (サーバーとして利用。ハードディスク取り外し済み) (HP製。192. 168. 1. 75と記載されたもの)	1
8	タワー型PC (サーバーとして利用。ハードディスク取り外し済み) (HP製。192. 168. 1. 25と記載されたもの)	1
9	タワー型PC (サーバーとして利用。ハードディスク取り外し済み) (富士通製。192. 168. 1. 200と記載されたもの)	1
10	デスクトップPC(富士通製。ハードディスク取り外し済み) (シリアルNO. MA6700642)	1
11	デスクトップPC(エプソン製。ハードディスク取り外し済み) (製造番号 L5Q000051)	1
12	ディスプレイ(DELL製)	1

以上